

令和8年度県の周産期医療関係の 主な事業について

安心してお産のできる体制推進事業

1 事業目的

各地域において周産期医療を担う病院、診療所等の相互のネットワークの強化を図るとともに、地域の中核病院である周産期母子医療センターに対し財政的支援を行うことにより、安心してお産ができる体制の一層の推進を図る。

2 予算額

1億5,967万3千円

3 事業内容

(1)周産期医療協議会・地域周産期保健医療体制づくり連絡会

周産期医療に係る諸課題の協議、県内4ブロックごとに保健所を中心に関係機関との連絡会を実施

(2)中核病院連携強化学業（周産期症例検討及びカンファレンス）

県内の中核病院が定期的に過去の症例検討を行い、ネットワークの強化を図る

(3)産科医療従事者スキルアップ事業（補助率定額）

県医師会が実施する産科医療従事者に対する研修会等にかかる費用を補助

(4)周産期母子医療センター運営事業（補助率1／3以内）

周産期母子医療センターのMFICU、NICU、GCUに対する運営費を補助

(5)母子保健運営協議会

母子保健に関する有識者による母子保健事業の方向性や施策について検討を行う協議会の実施

(6)災害時小児周産期リエゾン養成事業

リエゾン養成に係る研修の受講支援及びリエゾン技能維持のための訓練等の実施

周産期医療ネットワーク運営等支援事業

1 事業目的

一次産科医療機関と周産期母子医療センターの双方向で周産期管理を行うために整備した周産期医療ネットワークシステムについて、業務に従事する産科医やシステム機器更新への支援を行い、周産期医療体制の強化を図ることで、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 予算額

1億4,797万5千円

3 事業内容

(1)周産期医療ネットワーク運営支援事業

周産期医療ネットワークシステムの運営を担う産科医療機関に対する運営費の支援
(国1/2、事業所1/2)

(2)周産期医療ネットワークシステム整備事業

県で整備(補助)した周産期医療ネットワークの機器更新にかかる支援
(国1/2、県1/2)

4 整備計画(予定)

○令和8年度

県北地区、県西地区、県南地区の19施設
(一次産科医療機関、周産期母子医療センター、妊婦健診実施施設)

○令和7年度

県央地区の13施設
(一次産科医療機関、周産期母子医療センター、妊婦健診実施施設)

分娩取扱施設等整備事業

1 事業目的

医療機関の施設・設備整備を促進し、県民が地域で安心して出産できる環境の整備を図る。

2 予算額

3, 452万2千円

3 事業内容

(1)分娩取扱施設設備整備事業

分娩取扱取扱施設の設備整備への補助を行う。

(国1/2、事業者1/2)

(2)分娩取扱施設施設整備事業

分娩取扱取扱施設の施設整備への補助を行う。

(国1/2、事業者1/2)

4 整備計画（予定）

(1)分娩取扱施設設備整備事業

9施設（分娩監視装置や超音波画像診断装置等の導入）

(2)分娩取扱施設施設整備事業

なし

出産・不妊治療等に要する交通費等支援事業

1 事業目的

心身の負担の大きい妊産婦等に対して、妊産婦健診にかかる通院費用及び分娩取扱施設への交通費・宿泊費等を支援することにより、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 予算額

789万3千円

3 事業内容

妊産婦等に対する遠方の分娩取扱施設等への交通費等に要する費用の一部を助成する市町村に対する補助【国庫補助事業（間接補助）】（国1/2、県1/4、市町村1/4）

※各市町村のニーズに応じて以下①～⑥から適宜選択して実施

①妊婦健診、②出産、③産婦健診、④産後ケア、⑤乳幼児健診、⑥不妊治療

【対象者】

自宅（又は里帰り先）から最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊産婦等

【助成項目】

○交通費（往復）：移動に要した費用についての8割を助成（2割は自己負担）

※公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費上限）

※①妊婦健診、②出産の場合のみ、タクシー移動も対象とする。

○宿泊費（上限14泊）：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から2,000円/泊を控除した額を助成

※②出産の場合のみ対象